（割増金の額）

第四十九条　法第二十五条第一項の割増金の額は、掛金の額につき年十・九五パーセント（第四十七条第一項（第九十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により掛金負担軽減措置が取り消された場合にあつては、当該取消しに係る額につき年十四・六パーセント）の割合で納付期限を超える月数（納付期限の翌日から納付の日の前日までの月数をいい、一月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）によつて計算して得た額とする。

（共済証紙の貼付による掛金の納付等）

第八十六条　共済契約者であつて法第四十四条第四項に規定する方法により掛金を納付しようとするもの（以下「共済証紙貼付共済契約者」という。）は、被共済者に賃金を支払う都度、次項の規定により当該被共済者が提出する共済手帳に掛金の日額にその者を雇用した日数を乗じて得た金額に相当する額の退職金共済証紙（以下「共済証紙」という。）を貼り付け、これに消印しなければならない。

2　被共済者は、共済証紙貼付共済契約者から賃金の支払を受けるときは、その所持する共済手帳を当該共済証紙貼付共済契約者に提出しなければならない。

（電子情報処理組織の使用による掛金の納付等）

第八十六条の二　共済契約者であつて法第四十四条第五項に規定する方法により掛金を納付しようとするもの（以下「電子情報処理組織使用共済契約者」という。）は、被共済者に賃金を支払う期日の属する月の翌月末日までに、機構に対し、同項に規定する電子情報処理組織（第九十八条第四項及び第百二条第四項において単に「電子情報処理組織」という。）を使用して、当該賃金の支払の対象となる期間におけるその者を雇用した日数を報告するとともに、次条第一項の規定に基づき機構に対して納付する金銭から掛金の日額に当該雇用した日数を乗じて得た金額に相当する額を掛金として納付することを申し出なければならない。

2　前項の報告には、被共済者を雇用した日数のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　電子情報処理組織使用共済契約者の氏名又は名称及び共済契約者番号

二　被共済者の氏名及び被共済者番号

3　機構は、第一項の規定による報告及び申出（以下この項において「報告等」という。）を受けた場合には、当該報告等に基づき、掛金の納付に係る事務を処理するものとする。

4　機構は、前項の規定に基づき事務を処理したときは、電子情報処理組織使用共済契約者に対し、被共済者ごとの掛金の納付状況を明らかにしなければならない。

5　電子情報処理組織使用共済契約者は、被共済者から求めがあつたときは、当該被共済者の掛金の納付状況を当該被共済者に通知しなければならない。

（掛金の納付の原資となる金銭の納付等）

第八十六条の三　電子情報処理組織使用共済契約者は、機構に対し、次に掲げるいずれかの方法により、前条第一項の規定に基づく掛金の納付の原資となる金銭を納付しなければならない。

一　機構から得た納付情報により納付する方法

二　電子情報処理組織使用共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替の方法

（新設）

（割増金の額）

第四十九条　法第二十五条第一項の割増金の額は、掛金の額につき年十・九五パーセント（第四十七条第一項（第九十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により掛金負担軽減措置が取り消された場合にあつては、当該取消しに係る額につき年十四・六パーセント）の割合で納付期限を超える月数（納付期限の翌日から納付の日の前日までの月数をいい、一月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）によつて計算して得た額とする。

（掛金の納付等）

第八十六条　共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、次項の規定により当該被共済者が提出する共済手帳に掛金の日額にその者を雇用した日数を乗じて得た金額に相当する額の退職金共済証紙（以下「共済証紙」という。）をはりつけ、これに消印しなければならない。

2　被共済者は、共済契約者から賃金の支払を受けるときは、その所持する共済手帳を当該共済契約者に提出しなければならない。

（新設）